

2025 年 3 月期の配当金に関する Q & A

Q1:利益剰余金とその他資本剰余金の双方を原資とした配当になった理由は？

A1:安定的な配当の実施と自己資本の構成を最適化する観点を踏まえると、増配部分を資本配当とするのが最適であると判断いたしました。2021 年 3 月の経営統合時にその他資本剰余金が大きく増加しており、これを配当原資の一部とすることで資本効率化の効果も見込んでおります。

Q2:「2025 年 3 月期の配当金に関するご通知」では、取得価格 500 円 100 株の場合、54 円の譲渡損との記載がある。配当が出た時点でみなし譲渡損が出るのか。それとも売却時に譲渡損益が出るのか？

A2:「みなし譲渡損益」は、株式を売却していなくても売却したとみなして譲渡損益を計算する税法の規定であり、配当が出た時点、具体的には配当の効力発生日である 2025 年 6 月 5 日において譲渡損益が発生することとなります。

また、それとは別に、株式を売却された場合には、今回の配当による調整後の取得価額を参照して株式の譲渡損益が発生することになります。譲渡損益額の計算は、個々の株主様のご事情により異なりますので、ご面倒をおかけいたしますが、お取引先の口座管理機関（証券会社等）、最寄りの税務署、税理士等にご相談くださいますよう、お願い申し上げます。

Q3:確定申告には何の値を用いるのか。また、必ず確定申告をしなければならないのか？

A3:確定申告の要否や申告内容等につきましては、個々の株主様のご事情により異なります。ご面倒をお掛けすることとなり、誠に申し訳ございませんが、お取引先の口座管理機関（証券会社等）、最寄りの税務署、税理士等にご相談くださいますよう、お願い申し上げます。

Q4:みなし譲渡損益や取得価額の計算をお願いできるか？

A4:正しい計算には取得価額などの正確な情報が必要であるほか、株主の皆様個々のご事情によって計算が異なる場合があります。大変お手数ではございますが、お取引先の口座管理機関（証券会社等）、最寄りの税務署、税理士等にご相談くださいますよう、お願い申し上げます。

Q5:利益剰余金からの配当金と何が違うのか？

A5:配当金の原資が「その他資本剰余金」である場合、税務上は①配当所得として源泉徴収の対象となる「みなし配当」と ②「みなし配当以外（以下、「みなし譲渡収入」と呼びます）」に分かれることとなります。「みなし譲渡収入」は配当所得には該当しないため、原則として源泉徴収の対象となりませんが、取得価額の調整を踏まえて「みなし譲渡損益」を計算した上で、確定申告が必要となる場合があります。

Q6:「みなし配当」とは？

A6:今回の当社配当金は「利益剰余金」と「その他資本剰余金」を原資としているため、税法上、資本の払戻しに該当します。この場合、配当金の全額が配当所得として取り扱われるものではなく、税法の規定に基づいて、一部の金額のみが、配当所得とみなされます。この配当所得とみなされる部分を「みなし配当」と呼んでおります。

なお、「みなし配当」は通常の配当所得と同様に持ち分により源泉徴収されます。

Q7:「みなし譲渡収入」、「みなし譲渡損益」とは？

A7:配当金のうち「みなし配当」に該当しない部分を「みなし譲渡収入」と呼んでおります。

「みなし譲渡収入」は、当社株式に係る譲渡所得等の収入金額とみなされます。従いまして、株主の皆様が保有する株式のうち、「みなし譲渡収入」の金額（収入とみなされる金額）から「純資産減少割合に応じて調整(減額)した後の取得価額の合計額（取得価額）」を差し引いた金額が、「みなし譲渡損益」となります。なお、「みなし譲渡損益」の算式は、株主様にお送りしている「2025年3月期の配当金に関するご通知」に記載の1（2）のとおりです。

Q8: 1株あたりのみなし配当金（6.4551222826円）の内訳・根拠を教えてください。

A8:今回のみなし配当に関する数値につきましては、次のように計算しています。

- ①純資産減少割合（0.006）＝配当により減少した資本剰余金の額÷ 税務上の純資産額
- ②資本金等の額の減少額＝① × 資本金等の額
- ③利益積立金の減少額＝配当支払額－②
- ④1株当たりのみなし配当額＝③ ÷ 発行済株式数

Q9:純資産減少割合とは？

A9:「みなし譲渡」によって生じる譲渡所得の計算や保有する株式の取得価額の調整などを行う際に必要となります。詳細はお取引先の口座管理機関（証券会社等）、最寄りの税務署、税理士等にご相談くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、今回の配当金で使用する割合は「2025年3月期の配当金に関するご通知」に記載しております。